



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第55回 2019年改正資金決済法を踏まえた暗号資産(仮想通貨)をめぐる法規制

講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 倉持 大

暗号資産(仮想通貨)の不正流出事件等を受けて、金融審議会金融制度スタディ・グループ等において議論がなされ、かかる議論を踏まえた「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が2019年5月31日に成立しました。本セミナーでは、当該改正法の内容を含め、暗号資産(仮想通貨)に関する法規制を解説します。

日 時：2019年10月4日(金) 16:30～18:00
会 場：大江橋法律事務所 千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F
<http://www.ohebash.com/jp/firm/access.php#tokyo>

定 員：40名

参 加 費：無料

ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺

お申し込みはこちら：<https://www.westlawjapan.com/event/study/191004s.html>

お問い合わせ先：brand@westlawjapan.com

※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者の方に配布いたします。

プログラム

16:30～18:00 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)

※開催場所の都合により懇親会はございません。



※本勉強会は、企業の法務部門・IR部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。

また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順により参加者を決定させていただくことがありますことを、あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士 倉持 大(くらもち ひろし)

2004年京都大学法学部卒業、2007年弁護士登録。2016年University of Southern California, School of Law(LL.M.)修了。

2013年4月から2014年8月まで金融庁総務企画局市場課課長補佐として、金融商品取引法関連法令の改正、法令照会対応、課徴金審判手続開始決定の審査等の業務に従事。金融規制、ファンド、ベンチャー、M&A等の案件を主に取り扱う。

最近の執筆として「ベンチャーキャピタルファンド契約の実務-新契約例と時価評価の解説」(一般社団法人金融財政事情研究会・2019年6月・共著)、「新しい民法と保険実務」(株式会社保険毎日新聞社・2019年7月・共著)を手掛ける。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482 (月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WL1351_201908_FD